

「国家公務員宿舎用住宅借上げ（中部地区16）」の調達に関する
公募

令和7年9月3日

第十一管区海上保安本部経理補給部

経理課長 山岡久泰

次のとおり、参加者を公募します。

1 公募の概要

本案件は、第十一管区海上保安本部が調達を行う「国家公務員宿舎用住宅借上げ（中部地区16）」について、賃貸借契約を希望する者を公募するものである。

参加を希望する者は、下記4. に記載の書類を提出し、本案件を受注するために必要な要件を満たしているか否かの審査を受け、要件を満たしている場合には本案件の調達に参加することが可能となる。

要件を満たしている者が提出した契約候補物件を基に可否の決定手続きに移行するものとする。

公募期間終了後、合格した者に対して仕様書（確定）を通知するものとする。

本案件の公募は官の都合により取りやめることもある。

2 案件の概要

(1) 件 名 国家公務員宿舎用住宅借上げ（中部地区16）

(2) 契約予定日 令和7年9月26日

(3) 借上げ期間 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

※ ただし、借り上げ期間満了後以降も更新できるものとし、その際は別途契約するものとする。

(4) 物件所在地 沖縄市、うるま市及び北中城村に所在する民間賃貸物件であって、中城海上保安部（沖縄県沖縄市海邦町3-45）から概ね半径5km以内に所在する物件

(5) 規格・面積 国家公務員宿舎法施行規則に定められた規格
b型：延面積25㎡以上55㎡未満

(6) 予定数量 b型 2戸

(7) その他 別紙「仕様書（案）」のとおり

3 参加要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 第十一管区海上保安本部長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 日本国内で事業を営む者（外資系の日本に籍を置く事業者を除く）に限る。

4 応募要領

本案件に参加を希望する者は、以下の書類を第十一管区海上保安本部経理補給部経理課に提出すること。

- (1) 参加申込書（別添1）
- (2) 宅地建物取引業法に基づく免許証の写し
- (3) 契約候補物件調書（別添2）

※ エクセルファイルを別途提出のこと

5 申込み受付期間

令和7年9月3日から9月17日17時まで

6 問い合わせ及び書類の提出場所

〒900-8547 沖縄県那覇市港町2丁目11番地1号

第十一管区海上保安本部経理補給部経理課 管財係

電話098-867-0118（内線2231、2233）

7 合否の決定

令和7年9月19日（金）までに文書により通知する。

合格となった物件について、契約予定日である9月26日までに契約手続きに移行するものとする。

ただし、官の都合により公募を取りやめた場合はその旨を通知し、契約手続きに移行しない。

8 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円とする。